

児童手当制度が 拡充されました

4月1日から、児童手当の支給対象年齢が、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者のかたについては、認定請求の手続きが必要になります。

なお、改正に伴う新規請求は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日にさかのぼって支給されます。10月以降に受け付けた場合は、申請した月の翌月分から支給となります。



児童手当の支給を受けるには？

小学校4年生の児童がいるかた（平成8年4月2日生～平成9年4月1日生）

平成18年3月31日まで、当該児童に係る児童手当を受給していたかたは、特段の手続きをする必要はありません。受給していなかったかたは認定請求書の提出が必要になります。

小学校5・6年生の児童がいるかた（平成6年4月2日生～平成8年4月1日生）

現在、児童手当を受給していないかたは、「認定請求書」、児童手当を受給しているかたは「額改定請求書」の提出が必要になります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していないかた

所得制限の引き上げ（表1参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当するかたは、認定請求書の提出が必要になります。

表1 扶養親族等の数別所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当所得制限限度額 （国民年金加入者）	特例給付所得制限限度額 （厚生年金等加入者）
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

表2 支給額（月額）

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

雑損・医療費・障害者等税法上の控除額が所得から控除されます。

認定請求書に必要な添付書類

請求者の預金口座番号

年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し（国民年金加入者は不要）

児童手当用所得証明書（平成17年1月2日以降白岡町に転入されたかた）

申請受付日は6月号でお知らせしますが、随時、福祉課窓口でも申請できます。

問合せ先 福祉課児童福祉担当 内線162・163